

事業名	事業概要	平成21年度 事業計画	平成21年度 事業実績	所管局
2 人権が尊重される社会の形成				
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組				
配偶者等からの暴力の防止				
ア. 被害者等への支援				
102 配偶者暴力相談支援センター機能の充実(ウィメンズプラザ)	総合相談 ウィメンズプラザを配偶者暴力に関する総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら、被害者・関係者からの相談に対応し、被害者の状況に応じた助言と情報提供等を行います。	開設時間 9:00～21:00(除く年末年始)	開設時間 9:00～21:00(除く年末年始) 総相談件数(DV相談) 6,387件	生活文化スポーツ局
	特別相談 法律相談 配偶者暴力被害などで法的な問題について、弁護士による面接相談を行います。 精神科医師による相談 配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的として、面接相談を行います。	・法律相談 週2回 ・精神科医師による相談 週2回	・法律相談 週2回 ・精神科医師による相談 週2回	
	被害者自立支援講座 配偶者暴力被害者の自立促進援助を目的に、心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座を実施します。	毎月(月4回講座)	毎月(月4回講座) 48回実施 参加者延291名	
(女性相談センター)	女性相談センター 一時保護等に関する相談を実施します。また、緊急の保護を必要とする女性被害者等の一時保護等を行います。	女性相談センター(多摩支所を含む)の運営	女性相談センター(多摩支所を含む)の運営 ・相談数 全体25,219件 うち3,440件(DV主訴) ・一時保護数 全体 977件 DV 563件	福祉保健局
103 婦人相談員の配置	女性相談センター等に婦人相談員を配置し、日常生活上の問題や悩みについての相談に応じ、必要な援助を行います。	(参照No.102)	(参照No.102)	福祉保健局
104 配偶者暴力対策基本計画の策定及び推進(平成20年度新規事業)	東京都配偶者暴力対策基本計画 平成19年の配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、配偶者暴力対策基本計画を改定します。また、配偶者暴力対策ネットワーク会議において計画の進捗状況の確認及び推進について検討します。	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議における進捗状況確認	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議における進捗状況確認及び推進についての検討	生活文化スポーツ局
105 配偶者暴力被害者支援基本プログラム等の作成及び活用	被害者支援基本プログラム 相談から自立にいたる段階に応じて関係機関の機能や役割を体系的に示し、被害者の状況や意思に基づいた適切な支援を行うために、プログラムを作成し、その活用を図ります。 子供のケアプログラム 関係機関が共通の認識を持って被害者やその子供と対応するために、子供のケアに関する体系的なプログラムを作成し、その活用を図ります。	関係機関への周知・活用促進	・関係機関への周知・活用促進 ・現在の被害者支援基本プログラムの改定について検討	生活文化スポーツ局
106 区市町村に向けた「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成(平成21年度新規事業)	区市町村における支援センター機能整備に役立つよう、支援センター機能や地域連携のあり方及び都との役割分担等について「配偶者暴力の相談支援センター機能整備の手引」を作成します。	「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」500部	「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」を作成し、区市町村に配布。500部	生活文化スポーツ局
107 若年層向け啓発事業の促進(平成21年度新規事業)	若年層に向けて、交際相手など親密な関係にある相手からの暴力についての相談機関を周知する等、啓発資料を作成し、配布します。	相談窓口PRカードの作成 300,000枚 都内大学、短期大学、専修学校等 1,000箇所に配布	相談窓口PRカードの作成 200,000枚 都内大学、短期大学、専修学校等の協力を得て学生に配布	生活文化スポーツ局

	事業名	事業概要	平成21年度 事業計画	平成21年度 事業実績	所管局
108	配偶者からの暴力への対応	生活安全相談センター及び各警察署において、配偶者からの各種暴力事案に係る相談に対応します。	通常業務を通して実施	配偶者からの各種暴力事案に係る相談件数 2,882件	警視庁
109	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策等	被害防止措置 配偶者暴力防止法に基づき、暴力の制止その他の被害の発生を防止するための被害防止措置及び関係機関・団体との相互連携協力を行います。 警察署長等の援助 法令に基づき、被害者から警察署長等に対し、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受け、申出が相当であると認めるときは、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者の住居を知られないようにするなど、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行います。 保護命令違反の取締り 配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の取締りを行います。	通常業務を通して実施 通常業務を通して実施	通常業務を通して実施 援助の実施件数 1,322件	警視庁
イ . 自立生活再建のための支援					
110	子供に対する講座の実施	配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を支援するため、遊びを通じた精神的なケアを図る講座を実施します。	月1～2回 定員15人程度	年13回実施 子供延48人、母親52人参加	生活文化スポーツ局
111	自立生活スタート支援事業	様々な困難に直面している施設利用者の新生活へのチャレンジを支援するため、相談対応・情報提供を行うとともに、現行制度の利用が困難な方へ、転居資金（敷金・礼金等）、就職支度金、技能習得資金の貸付を行います。	転居資金、就職支度資金、技能習得資金の貸付 150件	転居資金、就職支度資金、技能習得資金、就学支度資金の貸付 31件	福祉保健局
112	都営住宅を活用した被害者の住居の確保	単身被害者の都営住宅への入居を実施します。 ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当てを行います。20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯とみなします。（再掲） 住宅に困窮する事情が多様化している現状を踏まえ、配偶者暴力被害等により従前の住居に居住することが困難となった世帯に対する優先入居を実施します。	年4回募集（2月、5月、8月、11月） （No.78参照） 年2回募集（5月、11月） 当選率が一般の世帯に比べて5倍程度になる優遇抽選を行います。	年4回募集（2月、5月、8月、11月） （No.78参照） 年2回募集（5月、11月） 当選率が一般の世帯に比べて5倍程度になる優遇抽選を実施。	都市整備局
113	ITボランティア講座	被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、民間ボランティア等と連携し、IT講座を実施します。	月2回 定員5～10人程度	年16回 延55人参加	生活文化スポーツ局
114	しごとセンターにおける支援	一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど、就職活動を支援します。 被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修を実施します。	しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援	しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援	産業労働局
115	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。（再掲）	（No.73参照）	（No.73参照）	福祉保健局
116	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。（再掲）	（No.77参照）	（No.77参照）	産業労働局

	事業名	事業概要	平成21年度 事業計画	平成21年度 事業実績	所管局
117	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、就職情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。(再掲)	(No.68参照)	(No.68参照)	福祉保健局
118	ひとり親家庭総合支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。(再掲)	(No.70参照)	(No.70参照)	福祉保健局
119	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。(再掲)	(No.72参照)	(No.72参照)	福祉保健局
120	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。(再掲)	(No.74参照)	(No.74参照)	福祉保健局
121	児童扶養手当・児童育成手当の支給	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当等の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。(再掲)	(No.75参照)	(No.75参照)	福祉保健局
122	養育費相談体制の充実(平成20年度新規事業)	母子家庭等就業・自立支援センターに専門の相談員を配置し、養育費相談を実施します。(再掲)	(No.69参照)	(No.69参照)	福祉保健局
123	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。(再掲)	(No.76参照)	(No.76参照)	福祉保健局
124	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。(再掲)	(No.71参照)	(No.71参照)	福祉保健局
ウ. 普及・啓発					
125	講演会等の開催	配偶者暴力の防止に向け、配偶者暴力に関する正しい知識、理解の促進のため、講演会等を実施します。	配偶者暴力防止講演会の開催 年1回	配偶者暴力防止講演会の開催 「みんなで気づく みんなでなくす 配偶者暴力一今すぐできる『知る』ということ」 参加者98名	生活文化スポーツ局
126	啓発用パンフレット等の作成・配布	配偶者暴力防止に関するパンフレット等を広く都民や関係機関等に配布し、暴力に対する理解を促します。	配偶者暴力啓発パンフレットの配布・普及啓発	・「配偶者からの暴力で悩んでいませんか」増刷、配布 30,000部 ・国等作成のパンフレット等を配布 ・配偶者暴力相談支援センターPRカードの作成 5,000部 ・東京ウィメンズプラザ相談室利用案内の作成 10,000部	生活文化スポーツ局

事業名		事業概要	平成21年度 事業計画	平成21年度 事業実績	所管局
エ. 人材の育成・連携の強化					
127	職務関係者研修	配偶者暴力被害者とかかわりのある関係機関（保健、医療、福祉、警察、学校等）の職員に対して、配偶者暴力の実態、法制度、支援に必要な情報・技術（二次被害の防止を含みます。）を提供します。	年7回	年7回実施 547名	生活文化スポーツ局
128	民間人材の養成	民間団体とも協力して、民間団体の活動に有用である人材を養成し、活用できる仕組みづくりを進めます。	外国人DV被害者支援に向け、人材養成と支援のあり方について検討会を実施 年4回	外国人DV被害者支援に向け、人材養成と支援のあり方について検討会を実施 年4回	生活文化スポーツ局
129	配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営	都、区市町村、警察等関係機関の連携強化を図り、配偶者暴力対策を総合的に推進するため、都における広域連携ネットワークを構築します。	・配偶者暴力対策ネットワーク会議 年3回 ・施策推進部会 年5回 ・連携部会 年4回	・配偶者暴力対策ネットワーク会議 年2回 ・配偶者暴力対策推進部会 年2回 （他ワーキンググループ 年4回） ・配偶者暴力対策連携部会 年4回	生活文化スポーツ局
130	区市町村地域連携モデル事業	区市町村を中心とした支援体制を構築するため、配偶者暴力相談支援機能の充実、地域のネットワークづくりのための支援事業を試行します。	平成20年度終了	平成20年度終了	生活文化スポーツ局
131	区市町村支援事業（平成21年度新規事業）	区市町村配偶者暴力被害者支援基本計画等の策定や、関係機関の連携体制の構築等に向けた取組を支援する事業を行います。	コーディネイト研修の実施 年2回	コーディネイト研修の実施 年6回開催 160名参加	生活文化スポーツ局
132	D V 防止等民間活動助成事業	民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、民間の活動を支援します。	・アドバイザー派遣 ・民間被害者支援施設の基盤の強化・充実 ・活動支援	・アドバイザー派遣 7件 ・民間被害者支援施設の基盤の強化・充実、活動支援 10件	生活文化スポーツ局
133	調査・研究	都における相談事例の分析など、配偶者暴力の被害や自立支援に関する実態把握に努めていきます。	東京都配偶者暴力対策基本計画等の策定等に伴い実施	東京都配偶者暴力対策基本計画等の策定等に伴い実施	生活文化スポーツ局
性暴力・ストーカー等の防止					
ア. 被害者等への支援					
134	相談・一時保護	ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。（再掲）	・ウィメンズプラザの運営（No.102参照） ・女性相談センター（多摩支所を含む）の運営（No.102参照）	・ウィメンズプラザの総合相談等に対応（No.102参照） ・女性相談センター（多摩支所を含む）の運営（No.102参照）	生活文化スポーツ局 福祉保健局
135	来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	緊急保護施設 1か所（No.102の事業の一部として実施）	緊急保護施設 1か所	福祉保健局
136	女性に対する相談体制の充実	鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	相談所を開設し対応	相談所を開設し対応	警視庁
137	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	・「被害者の手引き」 9,800部（身体犯用） ・英語版「被害者の手引き」3,000部（身体犯用）	・「被害者の手引き」 10,300部（身体犯用） ・英語版「被害者の手引き」 2,700部（身体犯用）	警視庁

	事業名	事業概要	平成21年度 事業計画	平成21年度 事業実績	所管局
	138 性犯罪被害者に対する支援	性犯罪被害者の治療等にかかる経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	通常業務を通して実施	通常業務を通して実施	警視庁
	139 性犯罪被害者への配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしています。	・性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 ・性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教育の実施 ・捜査資器材の整備	・性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 ・性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教育の実施 ・捜査資器材の整備	警視庁
	140 性暴力、性犯罪への対応と取締り強化	捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。 「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図ります。 児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締体制の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	・性犯罪捜査員の積極的活用 ・性犯罪対策の効果的推進	・性犯罪捜査員の積極的運用 ・性犯罪対策の効果的推進 ・平成21年11月1日～11月30日までの1か月間、「犯罪被害者支援推進月間」を実施	警視庁
セクシュアル・ハラスメントの防止					
ア. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策					
	141 セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	・会議の開催 年4回 ・セクシュアル・ハラスメント対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行う。 セクシュアル・ハラスメント防止啓発資料の作成を行う	・会議の開催 年4回 ・セクシュアル・ハラスメント対策について、各任命権者間の調整、意見交換等の実施。 セクシュアル・ハラスメント防止啓発資料を作成。	総務局
	142 セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局で実施	各局で実施	各局
	143 セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。	対象者 各局人権・セクハラ研修講師及びセクハラ相談担当者 各40名 年2回開催 合計80名	対象者 各局人権・セクハラ研修講師及びセクハラ相談担当者 年2回開催 合計31名	総務局
講師養成研修「人権・同和問題科」 管理職及び管理職候補者を対象にセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行います。		対象者 管理職及び管理職候補者 年2回開催 合計140名	対象者 管理職及び管理職候補者 年2回開催 合計140名		
職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。		各局で実施	各局で実施	各局	
公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修（候補者を含む。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。		・教育管理職研修 470人 年4回開催 ・初任者等研修 711人 年2回開催 ・10年経験者研修 800人 年2回開催	・教育管理職研修 1,285名 年7回開催 ・初任者等研修 936名 年2回開催 ・10年経験者研修 865名 年1回開催	教育庁	
イ. 相談・普及啓発					
	144 セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働相談等	労働者、使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	(No.9の一部参照)	労働相談などで対応 (No.9の一部参照)	産業労働局